

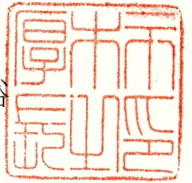
厚木市告示第 95 号

令和 5 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市公契約条例 (平成 24 年厚木市条例第 29 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 29 日

厚木市長 山口 貴裕



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	3,027	普通船員	2,982
普通作業員	2,690	潜水士	4,995
軽作業員	1,857	潜水連絡員	3,590
造園工	2,610	潜水送気員	3,455
法面工	3,218	山林砂防工	3,263
とび工	3,375	軌道工	5,693
石工	3,320	型わく工	3,072
ブロック工	3,072	大工	3,095
電工	2,982	左官	3,230
鉄筋工	3,072	配管工	2,745
鉄骨工	2,970	はつり工	3,072
塗装工	3,522	防水工	3,375
溶接工	3,725	板金工	3,375
運転手(特殊)	3,230	タイル工	—
運転手(一般)	2,690	サッシ工	3,207
潜かん工	3,612	屋根ふき工	—
潜かん世話役	4,478	内装工	3,398
さく岩工	3,815	ガラス工	3,218
トンネル特殊工	3,870	建具工	2,768
トンネル作業員	3,027	ダクト工	2,813
トンネル世話役	4,107	保温工	2,825
橋りょう特殊工	3,522	建築ブロック工	—
橋りょう塗装工	3,522	設備機械工	2,858
橋りょう世話役	4,062	交通誘導警備員A	2,003
土木一般世話役	3,308	交通誘導警備員B	1,745
高級船員	3,758		

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額の設定対象外とする。

※ 見習い労働者等の労働報酬下限額は、1,107円とする。